

公共工事における総価契約単価合意方式の試行を通じた考察

国土交通省国土技術政策総合研究所

○原田 邦裕*

国土交通省国土技術政策総合研究所

溝口 宏樹*

国土交通省国土技術政策総合研究所

石神 孝之*

By Kunihiro HARADA, Hiroki MIZOGUCHI, Takayuki ISHIGAMI

我が国の公共工事では、会計法令から基本的に総価契約とされている。一方、欧米諸国や道路関係公団では、単価契約、総価単価契約が実施されている。国土交通省では、総価契約を行い、その内訳として工種ごとの単価を合意する「総価契約単価合意方式」について、契約の甲乙間の双務性向上と変更時等の円滑な金額協議の実現といった効果が期待できることから、多様な入札・契約システムの実験計画の一つとして平成 13 年度から試行を開始した。本稿では、本方式の概要と期待される効果を記すとともに、平成 15 年度末までに工期を迎えた 16 件の試行工事について、受発注双方へアンケート形式により実施したフォローアップ調査結果を基に、単価合意による効果や合意方法・手順等の課題を検証し考察を行った。

【キーワード】総価契約単価合意、双務性向上、建設契約、ユニットプライス型積算

1. はじめに

我が国の公共工事は、現在総価のみの契約で、各々の工種の単価については合意しておらず、総価内で工事が完成すれば良く、どのような資金配分を行うかは乙側の自由裁量で行われている。

こうした中、①設計変更があった場合の金額算定において、甲の積算単価が優先されがちとなり双務性が不足している、②甲乙間で各工種の単価の考え方が異なるまま工事が進捗し、変更時に初めてお互いの考え方の違いに気付く、変更時の金額協議が円滑に進まない、といった問題が指摘されてきている。

これらの問題を踏まえ、国土交通省では、多様な入札・契約システムの実験計画の一つとして「総価契約単価合意方式」の試行を、平成 13 年度に 2 件、平成 14 年度 12 件、平成 15 年度 22 件の計 36 件の工事で実施してきており、同試行工事において、双務性、作業性等の観点から、効果の検証および合意方法・手順等の課題の整理と実施手順・手法の改善等を目的にフォローアップ調査を実施した。

2. 「総価契約単価合意方式」の概要と期待される効果

(1) 概要

「総価契約単価合意方式」は、予決令第 80 条第 1 項の規定に基づき、入札、契約は、これまでどおり総価で行い、契約後その内訳として工種ごとの単価について、乙が提出した単価表（総価の内訳書）の金額を基に甲乙間で協議・合意し、その結果について書面により締結するものである。（図-1）

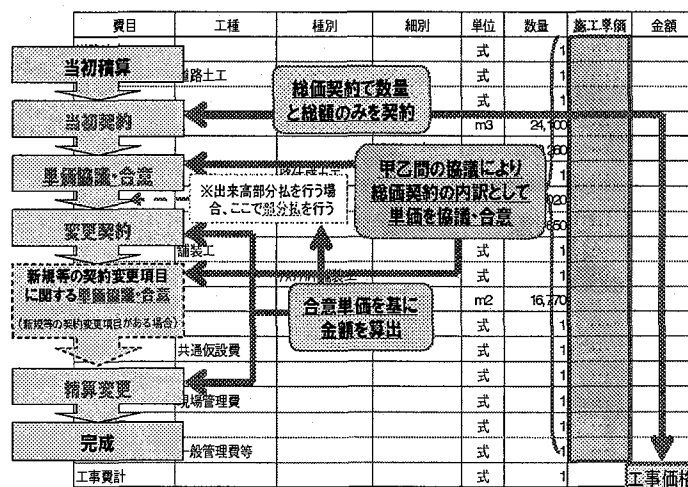


図-1 総価契約単価合意方式

一方、欧米諸国で一般的な契約方式として用いられている単価契約は、数量明細書に従って乙が提示する工種毎の単価が契約対象であり、それらの単価と発注者が与える数量を掛けて得られる金額の総額が入札額（総価）となるもので、総価はいわば暫

定的なものといえる。また、道路関係公団は、公団が定める財務規則等により総価単価契約を、我が国の公共工事で唯一実施しているが、これは、総価で入札を実施し、その入札額の内訳として工種ごとの単価を、原則として入札した当日中に甲乙間で協議・合意し、総価と単価を同時に契約対象とするものである。

(2) 期待される効果

「総価契約単価合意方式」では、これまで実施していなかった、工種ごとの単価を甲乙間で前もって協議・合意することにより、以下の効果が期待される。

a) 双務性の向上

契約当初に工種ごとの単価について、甲乙間で協議・合意を実施することから、見込み違いの早期発見・是正が図られ、これまで、変更時の金額協議において甲の積算単価が優先されがちといった片務性も改善できることが期待される。

b) 変更時等の円滑な金額協議

設計変更及び部分払いがあった場合の金額算定・決定は、合意された単価を基に算出するため、出来高金額が明確になる他、協議がスムーズにいかないといったリスクの回避等が進み円滑な金額協議が期待される。

上記の効果は、基本的に全ての工事において期待されるものであるが、特に乙側からの技術提案を受けるタイプの入札・契約方式（設計施工一括発注方式、VE方式等）や出来高部分払方式の工事で、より発揮できると想定される。

3. フォローアップ調査結果の概要

(1) 調査概要

試行は、平成 13 年度に開始し、平成 15 年度までに計 36 件の工事を対象に実施している。（図-2）その試行工事に対し、発注者、受注者双方へアンケート形式の調査票によるフォローアップ調査を行った。そのうち、平成 15 年度末までに工期を迎え、最終（完成時）アンケートまで回収した 16 件の工事を対象にデータを集計した。データ数が少なく、今後さらなるデータの蓄積が必要であるため、平成 16 年度も引き続き試行を継続しているところである。

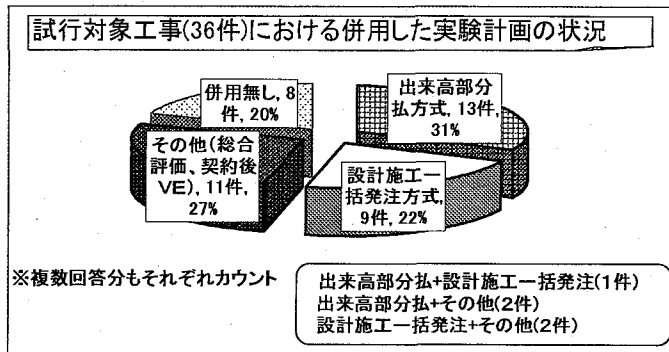


図-2 試行対象工事の併用した実験計画

(2) 調査結果から得られた主な効果の検証

a) 双務性の向上

契約協議における発注者の積算単価が優先されがちといった片務性は、発注者側 81%、受注者側 75%で「かなり改善」または「やや改善」されたと回答（図-3）し、片務性は、受発注者双方で改善されたとの認識を持つ結果となった。また、単価合意を早期に行うことで、見込み違いを早期に発見・是正することについては、発注者側 56%、受注者側 81%で「かなりできた」または「ややできた」と回答（図-4）し、発注者側に比べ受注者側に見込み違いを早期に発見・是正できたとの効果が多くみられる結果となった。以上結果から、従前に比べ双務性の向上は図られたといえる。

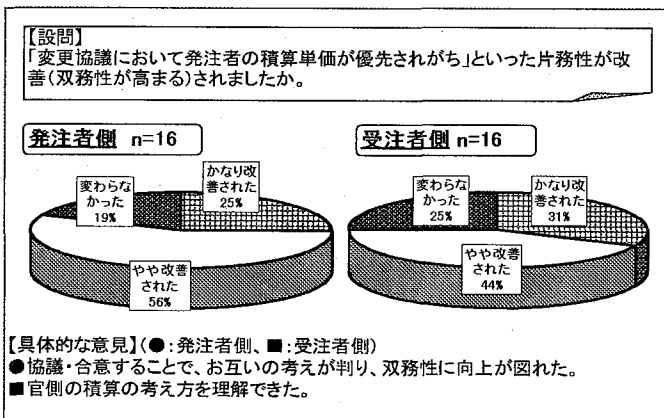


図-3 片務性の改善度

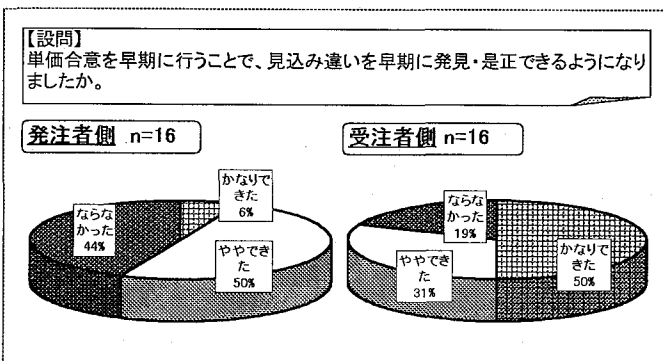


図-4 見込み違いの早期発見・是正

b) 変更時等の円滑な金額協議

変更時等の金額協議がスムーズにいかないといったリスクの回避については、発注者側 81%、受注者側 75%で「かなり回避できた」または「やや回避できた」と回答（図-5）した。また、変更協議のスムーズさについて設問もしているが、発注者側、受注者側とも従前に比べ変更協議はスムーズになったとの認識が確認できた。変更時において、事前に協議を行い、合意した単価を利用することにより、従前に比べ円滑な金額協議が図られたといえる。

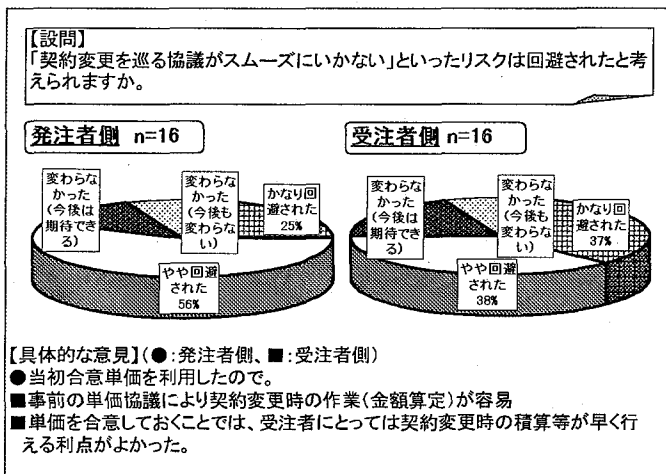


図-5 リスクの回避

c) 受発注者のコスト意識の向上

コスト意識については、発注者側 75%、受注者側 81%で、従前に比べコストを「かなり意識するようになった」または「やや意識するようになった」と回答（図-6）した。そのうち、受注者側においては、「かなり意識するようになった」が 50%となっており、発注者側より受注者側で、工種ごとの単価を合意することを通じて、コスト意識の向上という傾向が多くみられた。

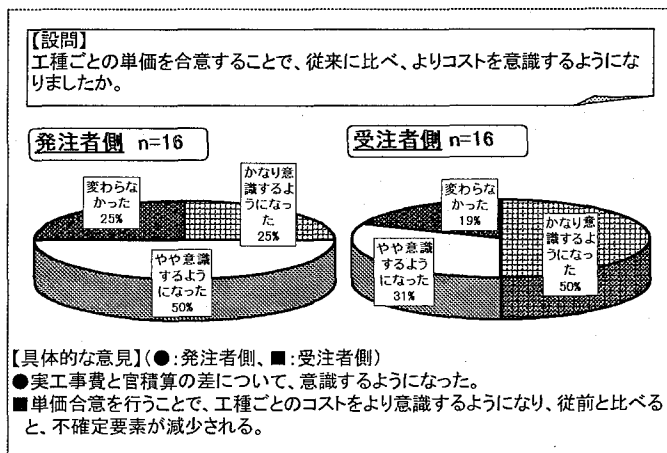


図-6 コスト意識

(3) 課題の有無の検証

a) 単価合意及び変更協議の作業量

作業量については、発注者側は、「やや増加」または「増加」との回答（図-7）が 81%を占めていた。また、受注者側では、「変わらない」が 55%と最も多く、回答の傾向に受発注者間で違いがみられた。これは、発注者側においては、協議時の資料作成でシステムが対応していないことや、手順・手法が不明確な部分があったこと等が要因であり、システムの改良、合意実施手順・手法の改善等にて解決できる課題と考えられる。

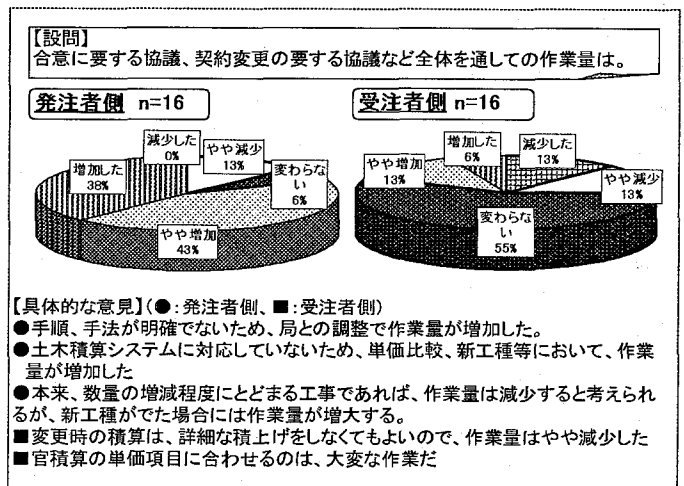
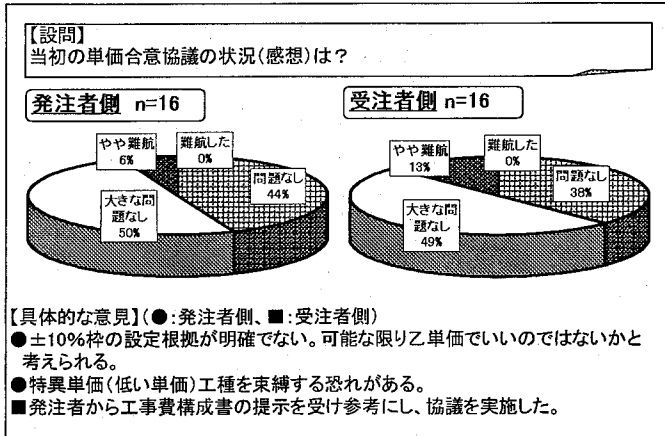


図-7 作業量

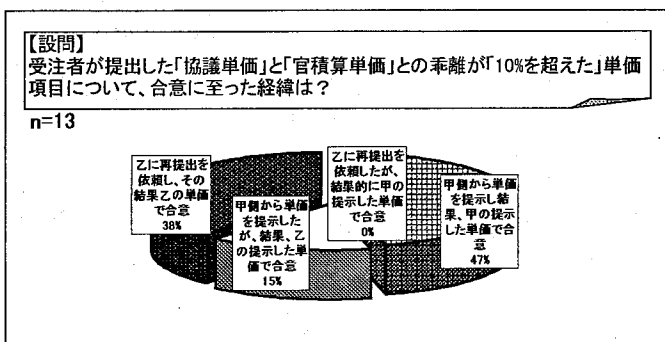
b) 単価合意協議

単価協議において合意する事項は、①数量総括表の各項目に含まれる費用内容 ②数量総括表の各項目の単価 ③単価を変更する場合のルール とし、各事項とも実施手順・手法のマニュアルで、ある程度のその目安を設定していた。それに基づき協議を実施した結果、発注者側 94%、受注者側 87%で「問題なし」または「大きな問題なし」との回答（図-8）を得た。一方、単価協議の出席者は、発注者側が積算担当者、受注者側が現場代理人の2名によるものが最も多く、時間は、3 時間以下が 68%となっていた。この中で単価合意の目安として発注者積算単価に落札率を掛けた金額の±10%程度を限度として設定していたが、受注者側は、発注者からの工事費構成書等を参考にして目安の枠内に単価を合わせることが優先させる傾向もみられたほか、枠を越えていた単価について、最終的に「甲側から単価を提示し結果、甲の提示した単価で合意」が 47%を占めていた（図-9）。このため、単価合意のためのひ

とつの判断材料としての「目安」に過ぎないという位置付けをより明確にして運用するとともに、双務性の観点から乙の提示単価の正当性を協議・確認し、できる限り、乙側単価を基本に合意するようにしていく方法が必要である。



図—8 単価協議の状況



図—9 単価合意の経緯

4. おわりに

今後、導入するユニットプライス型積算方式では、契約方式を「総価契約単価合意方式」とすることに

なる。これは、工種(ユニット)単位で合意された単価は「市場取引を調査できる条件」を満たすものであるため、その合意単価データ収集、分析・検証を行い、次回以降の積算で利用するものである。

本稿で「総価契約単価合意方式」の効果及び課題について、平成15年度末までに工期を迎えた16件の試行工事を通じて検証を行った。まだデータ数は少ないため、結果の評価には注意を要するが、期待される効果については、受注者側、発注者側の双方から発現が確認できた。また、実際の現場からいくつか抽出された課題については、実施手順・手法のマニュアルの改良等により、改善していくことが可能なものと考えられる。

工種ごとの単価を積算に利用することで、多くの効果が期待されるため、同方式は有効なものであると考えられるが、単価の協議・合意がより円滑に進むよう、これからも試行を通じて同方式の改善を行うとともに、効果的な方法を見いだしていくことが重要である。

【参考文献】

- 1) 國島正彦、福田昌史：公共工事積算学、山海堂、1994年11月
- 2) 溝口宏樹ほか 公共工事代金の支払制度等に関する日本と欧州各国との相違について 第21回建設マネジメント研究論文

Consideration of Unit-Price-Agrees after Lump Sum Contract for Public construction Works through Trial Application to Projects

By Kunihiro HARADA, Hiroki MIZOGUCHI, Takayuki ISHIGAMI

In the public-works of our country, it considers as lump sum contract fundamentally from the accounts statute. On the other hand, a unit-price contract and a Fixed price contract are carried out in Western countries or the road relation public corporation. In the Ministry of Land, Infrastructure and Transport, "Unit-Price-Agrees after Lump Sum Contract system" trial started in 2001, as one of the experiment plans of various contract systems, which a lump sum contract is made, and a unit price is agreed as the items after that. This paper performed consideration from the investigation conducted by trial construction.